石巻市立中学校部活動地域展開に
関するガイドライン

令和８年７月

石巻市・石巻市教育委員会

目次

前文…… 1

1 策定の趣旨

2 本市が目指す姿

3 部活動の地域展開に向けた改革実行期間

4 本市の実情（児童生徒数の推移・活動実態等）

第Ⅰ章 学校部活動改革の基本的な考え方…… 5

1 改革の背景

2 改革の理念

第Ⅱ章 地域クラブ活動の在り方…… 5

1 地域クラブ活動の基本理念

2 活動に関する基本基準（活動時間・休養日等）

3 指導者の在り方

4 安全管理

5 認定地域クラブ活動制度

第Ⅲ章 地域展開の推進…… 7

1 本市の取組

2 推進体制の整備

3 指導者の確保及び育成

4 活動環境の整備（学校施設の活用等）

5 生徒及び保護者への支援（情報提供・経済的負担への配慮）

6 学校との連携

第Ⅳ章 学校部活動の在り方……10

1 学校部活動の基本的な考え方

2 適切な運営体制の整備

3 適切な指導及び安全・安心の確保

4 活動時間及び休養日

5 地域クラブ活動との連携

第Ⅴ章 関連制度及び今後の検討事項……11

1 教職員の兼職兼業

2 今後の検討事項

3 ガイドラインの見直し

石巻市部活動地域展開に関する Q&A……12

（参考資料）

１　策定の趣旨

本市の中学校における部活動は、これまで生徒の自主的・主体的な活動として、スポーツや文化芸術に親しむ機会を提供するとともに、心身の健全な育成や豊かな人間関係の形成に大きな役割を果たしてきました。

一方で、少子化の進行に伴う児童・生徒数の減少により、学校単位で従来どおりの活動を維持することが困難となっているほか、教職員の働き方改革の推進も求められています。

こうした状況を踏まえ、本市では、将来にわたり子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる環境を確保するとともに、学校、家庭、地域及び関係団体が連携しながら、持続可能な活動環境の構築を進めていくため、その基本的な方向性を示すガイドラインを策定します。

本ガイドラインは、スポーツ庁及び文化庁が示す「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」並びに宮城県が策定する関連ガイドラインを踏まえ、本市における学校部活動及び地域クラブ活動等の基本的な方向性を示すものです。

２　本市が目指す姿

本市では、子どもたちが居住地域や家庭環境等にかかわらず、自らの興味・関心や能力に応じてスポーツ・文化芸術活動に参加できる環境の実現を目指します。また、学校部活動が有してきた教育的意義を大切にしながら、地域の多様な人材や資源を活用し、学校と地域が連携して子どもたちの成長を支える持続可能な仕組みを構築していきます。

３　部活動の地域展開に向けた改革実行期間

国は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」において、令和８年度から令和 13 年度までの６年間を「改革実行期間」と位置付け、休日の学校部活動について地域クラブ活動への地域展開を推進する方針を示しています。

宮城県においても国の方針を踏まえ、令和８年度から令和１３年度までを「改革実行期間」とし、令和 10 年度中までに県内全ての市町村において休日の学校部活動を実施しないことを目標として、地域でスポーツ・文化芸術活動ができる環境整備を進めることとしています。

本市においても、国及び宮城県の方針を踏まえながら、子どもたちが将来にわたり継続してスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境の確保と、持続可能な活動体制の構築を目指し、令和８年度から令和 13 年度までを改革実行期間として位置付けます。休日の学校部活動については、令和 10 年度中を目途として地域展開を進め、学校部活動から地域クラブ活動等への円滑な接続を図っていきます。

地域展開の推進に当たっては、スポーツ振興、スポーツ施設管理等を所管する市長部局と密接に連携し、それぞれの役割を明確にしながら一体的に推進していきます。また、学校、保護者、地域クラブ活動実施主体、関係団体等との協働のもと、地域全体で子どもたちの活動を支える仕組みづくりを進めていきます。

本市における地域展開の推進スケジュール及び主な取組の方向性は、次のロードマップのとおりです。

なお、平日の部活動については、休日における地域展開の進捗状況や課題等を踏まえながら、その在り方について検討を進めていきます。

石巻市　部活動地域展開ロードマップ（改革実行期間：令和8年度～令和13年度）

国及び宮城県の方針を踏まえ、生徒が将来にわたり継続してスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境を整備するため、
令和10年度中の休日の地域展開完了を目指し、計画的に取組を進めます。

時期区分		改革実行期間【前期】 令和8年度～令和10年度			休日の地域展開完了目標	改革実行期間【後期】 令和11年度～令和13年度		
年度	R7年度（準備年度）	R8年度	R9年度	R10年度		R11年度	R12年度	R13年度
制度設計・環境整備	・現状把握・課題整理 ・関係団体等との協議	推進体制の整備・ガイドライン運用開始						
		地域クラブ認定制度の構築・運用開始						
		学校施設利用ルールの整備						
		教職員の兼職兼業制度の整備・運用						
指導者の確保・育成	・人材発掘・登録 ・研修計画の策定	指導者の確保（人材バンク活用・地域人材の発掘）						
		研修の実施・資質向上支援（安全管理・生徒理解・不適切指導防止等）						
生徒・保護者への情報提供・支援	・説明会 ・広報・周知	情報提供・説明会の実施・相談体制の整備						
		経済的負担への支援策の検討・実施						
地域・学校との連携	・連携体制の構築 ・協議・情報共有	学校・地域クラブ・関係団体との連携強化・情報共有						
		地域連携・地域移行懇談会の開催・助言反映						
休日の地域展開	・モデル事業の実施 ・試行的な取組	モデル事業・試行	取組の拡大・移行準備	地域展開の完了（目標）		定着・質の向上・活動の充実		
平日の在り方	・今後の方向性検討	情報収集・課題整理		休日の地域展開の状況を踏まえた検討開始		国・県の動向を注視しながら、検討を継続		

基本方針	令和10年度中の休日の地域展開完了を目指し、平日は当面学校部活動を基本としつつ、必要に応じて検討を進めます。

※状況に応じて取組内容やスケジュールを見直し、持続可能な活動環境の構築を進めていきます。

4　本市の実情（児童生徒数の推移・活動実態等）

本市は、市域が広く、中学校が市内各地域に点在していることから、学校間の距離が離れている地域も多くあります。また、学校規模にも差があり、生徒数が比較的多い学校がある一方で、小規模校では部員数の確保が難しい状況が見られます。

さらに、競技・種目によっては、学校単独で活動を継続するために必要な人数を確保することが困難な状況も生じています。

このような状況を踏まえ、本市では、

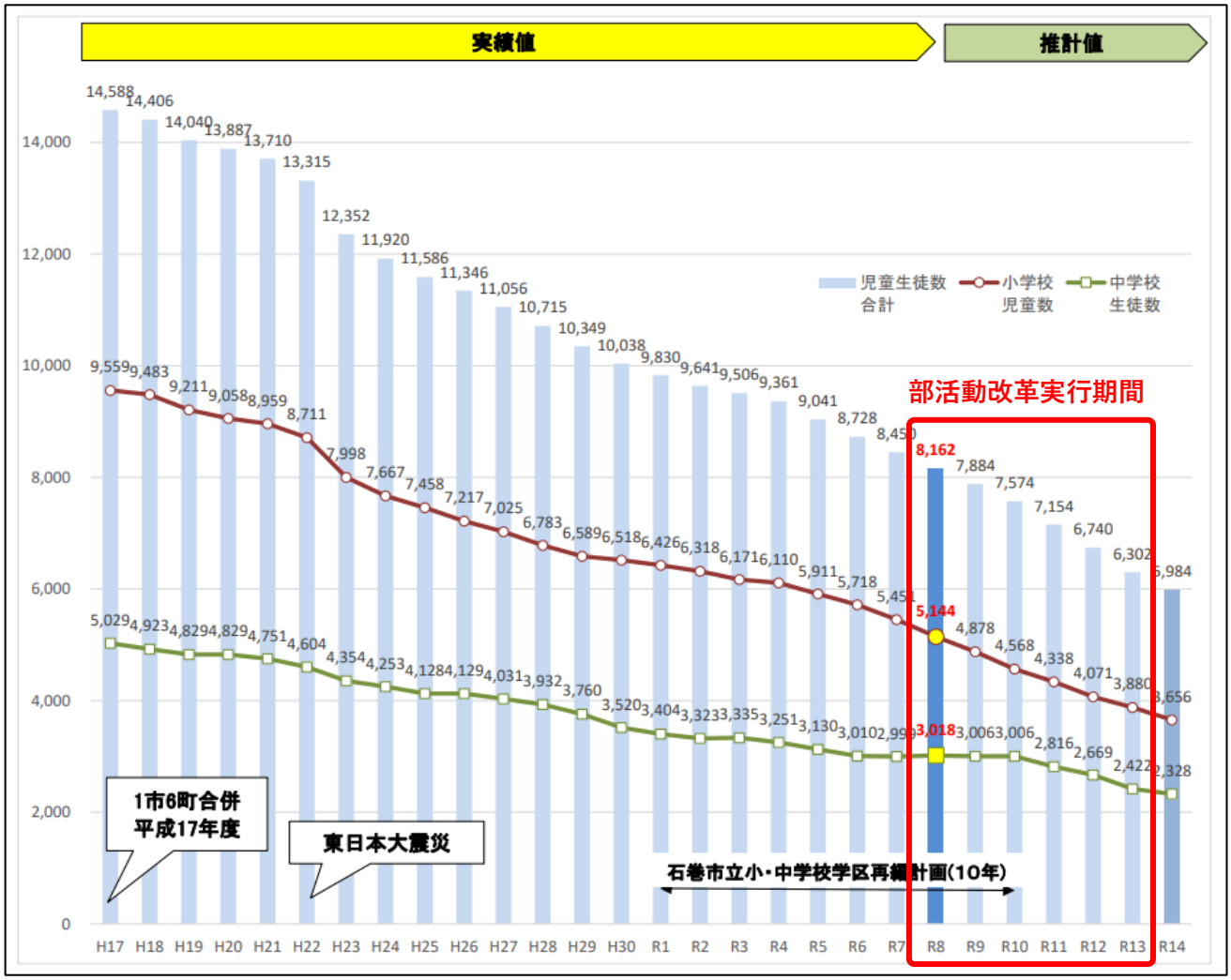
・地域や学校規模にかかわらず、生徒たちが希望する活動に参加できる環境づくり

・学校間連携や地域クラブ活動の活用による活動機会の確保

・地域の実情に応じた持続可能な活動体制の構築

を進めていきます。

▼ 部活動改革実行期間における児童・生徒数の推移



石巻市の学校の現状_児童生徒数（令和８年５月１日 時点）より抜粋

（石巻市教育委員会学校再編推進室）

▼ 休日部活動を継続的に実施している競技等（令和８年度調べ）　※ △は男子または女子のみ

生徒数	校長会支部	学校名	競技等	陸上	野球	ソフト	サッカー	テニス	バスケ	バレー	バド	卓球	柔道	剣道	吹奏楽
				9	12	2	5	13	9	12	3	15	5	12	12
337	石巻中部	石巻中学校	9	○	○	△		○	○	△		○		○	○
185	石巻中部	山下中学校	5	○				○	△	○		○			
212	石巻北部	住吉中学校	9	○	○		○	○	○	△		△		○	○
154	石巻北部	稲井中学校	7	○	○				○	△		○		○	○
280	石巻東部	渡波中学校	11	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
131	石巻東部	万石浦中学校	7		○			○	○			△	○	○	○
64	石巻東部	湊中学校	5	○	○			○				○			○
539	石巻西部	蛇田中学校	11	○	○	△	○	○	○	○		○	○	○	○
200	石巻西部	青葉中学校	7	○			○	○		○		○		○	○
323	河南	河南東中学校	10	○	○		○	△	△	○		○	○	○	○
185	河南	河南西中学校	7		○			○	△	△		○		○	○
137	桃生	桃生中学校	6		○					○		○	○	○	○
123	河北	河北中学校	5		○			○		△		△		○	
82	河北	飯野川中学校	4		○			○				○			○
43	河北	北上中学校	3					△		△		○			
12	河北	雄勝中学校	1								○				
11	牡鹿	牡鹿中学校	2								○			○	
3,018	部員数			239	182	23	87	414	243	332	74	366	57	117	259

➢　現状では中学校ごとの生徒数や部活動数に大きな差が見られるほか、競技・種目によって所属生徒数にも偏りが生じています。

このため、全ての学校や競技・種目に対して一律の手法で地域展開を推進することは難しく、学校規模や地域特性、競技・種目ごとの活動実態等を踏まえた柔軟な対応が求められます。

今後は、競技・種目ごとの課題や地域資源の状況を整理しながら、合同チーム化、拠点校方式、地域クラブ化など、それぞれの実情に応じた地域展開を推進していく必要があります。

第Ⅰ章　学校部活動改革の基本的な考え方

１　改革の背景

（１）少子化への対応

本市においては、生徒数の減少により、従来どおり学校単位で部活動を維持することが難しくなっています。特に、競技・種目によっては部員数の不足により活動継続が困難となるケースも見られ、生徒が希望する活動を選択できない状況が生じています。

今後も人口減少及び少子化の進行が見込まれる中、子どもたちの活動機会を確保しながら、持続可能な活動環境の構築を進めていきます。

（２）教職員の働き方改革の推進

部活動は学校教育活動の一環として実施されてきましたが、休日を含む指導や大会引率等が教職員の長時間勤務の要因の一つとなっています。そのため、教職員の負担軽減を図りながら、生徒の活動機会を確保できる新たな仕組みづくりを進めていきます。

（３）地域資源の活用

地域には、スポーツ団体、文化芸術団体、総合型地域スポーツクラブ、退職教職員、競技経験者など、多様な人材や活動主体が存在しています。こうした地域資源を有効に活用し、生徒にとってより多様で魅力ある活動機会の創出を目指していきます。

（４）国及び県の動向

国は、学校部活動の地域展開を進めるための方針を示し、休日の活動について地域クラブ活動等への移行・展開を推進しています。宮城県においても、市町村の実情に応じた地域展開を推進するためのガイドラインを策定し、持続可能な活動環境の構築を目指しています。

本市においても、これらの方針を踏まえながら、地域の実情に応じた取組を進めていきます。

２　改革の理念

本市では、次の理念のもと、学校部活動改革を推進していきます。

（１）生徒の多様なニーズに応じた活動機会を確保していきます。

（２）学校部活動が有してきた教育的意義を継承し、発展させていきます。

（３）学校、家庭及び地域が連携しながら、子どもたちの成長を支えていきます。

（４）将来にわたり持続可能なスポーツ・文化芸術環境の構築を進めていきます。

第Ⅱ章　地域クラブ活動の在り方

１　地域クラブ活動の基本理念

地域クラブ活動は、生徒が将来にわたりスポーツ及び文化芸術活動に継続して親しむことができる環境を確保することを目的として推進していきます。

活動の実施に当たっては、学校部活動が有してきた教育的意義を継承しながら、生徒一人ひとりの多様なニーズに応じた活動機会の充実を図っていきます。また、学校、家庭、地域及び関係団体が連携しながら、生徒の健全な成長を支える地域全体の取組として地域クラブ活動を推進していきます。

２　活動に関する基本基準（活動時間・休養日等）

地域クラブ活動においては、生徒の心身の健全な発達を第一に考え、適切な活動時間及び休養日の確保を進めていきます。

活動内容については、勝利至上主義に偏ることなく、生徒の発達段階や競技経験等に応じた適切な指導を推進するとともに、安全かつ安心して活動できる環境づくりを進めていきます。また、生徒が主体的に活動を選択できるよう、多様な種目や活動形態の充実を図っていきます。

３　指導者の在り方

地域クラブ活動の指導者には、生徒の人格を尊重し、教育的配慮を持った指導をお願いしていきます。暴力、暴言、ハラスメントその他生徒の尊厳を損なう行為を許さず、安全で安心な活動環境づくりを進めていきます。

市では、関係団体と連携しながら、地域住民、退職教職員、競技経験者等の地域人材の活用を促進するとともに、宮城県が運用する人材バンク制度等の活用を進めていきます。また、安全管理、生徒理解、不適切指導防止等に関する研修機会の確保を図り、指導者の資質向上を支援していきます。

４　安全管理

地域クラブ活動においては、生徒の安全を最優先とした活動環境づくりを進めていきます。

活動中の事故や災害等に備え、緊急時対応体制や保護者との連絡体制の整備を進めていきます。また、活動内容に応じた保険加入や安全対策の実施について、活動団体への周知及び支援を行っていきます。

５　認定地域クラブ活動制度

市では、生徒及び保護者が安心して活動を選択できる環境を整備するため、認定地域クラブ活動制度を運用していきます。

認定制度では、活動目的、運営体制、安全管理、指導体制等について一定の基準を満たす団体を認定し、地域クラブ活動の質の確保を図っていきます。認定した地域クラブ活動については、積極的な情報発信を行い、生徒及び保護者への周知を進めていきます。認定基準及び手続等の詳細については、別途定めていきます。

▼想定される認定の要件

- 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
- 適切な活動時間や休養日が設定されていること
- 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- 適切な指導の実施体制が確保されていること
- 適切な安全確保の体制が確保されていること
- 適切な運営体制が確保されていること
- 学校等との連携が適切に行われていること

第Ⅲ章　地域展開の推進

１　本市の取組

地域展開等を段階的に推進する上で、次の方向性を持って取り組みます。

１－１　３つの活動形態による推進

「休日の活動」を担う地域クラブの活用に向けて、３つのパターンを柱として地域展開を推進していきます。

地域展開等	活動形態	活動	指導者	法令
地域連携	A　協働型	地域学校協働活動	外部指導者	社会教育法
	B　合同型	拠点校合同部活動	代表顧問、部活動指導員	学校教育法
地域移行	C　協働型	地域クラブ活動	団体指導者	社会教育法

A　協働型 **【学校単位】**	・従来の部活動を補完する（支える）仕組み ・親の会等による社会教育活動（サークル活動）として運営 ・休日に顧問は参加しない
事業主体	地域学校協働本部、親の会等
実施主体	部を地域クラブ化した団体【社会教育】　※サークル活動的
B　合同型 **【学校間単位】**	・部員不足を補う仕組み ・複数校による合同部活動として運営 ・休日に顧問は参加しない（代表顧問は除く） ※代表顧問は、指導に携わることを希望する顧問のこと
事業主体	学校間、専門部、教育委員会
実施主体	拠点校による部【学校教育】
C　協働型 **【任意団体単位】**	・地域に委ねる仕組み ・地域の任意団体が運営 ・兼職兼業により教員も参加できる
事業主体	地域クラブ
実施主体	地域クラブ【社会教育】

また、下表の系統、競技等の特性を踏まえて、中学校体育連盟（以下「中体連」という。）や協会等とともに、地域展開の在り方を検討していきます。

系統	競技等
大人数チームスポーツ	軟式野球、ソフトボール、サッカー
少人数チームスポーツ	バスケットボール、バレーボール
ダブルススポーツ	ソフトテニス、バドミントン、卓球
記録・稽古型スポーツ	陸上競技、柔道、剣道
吹奏楽・文化芸術	吹奏楽、文化芸術に関する部
上記に記載のない競技等は、C　協働型　による地域クラブ活動での推進を図る。	

１－２　団体設置の流れ

年度	**パターン**	**活動**	**対象**
令和 7 年度まで	**B　合同型**	拠点校合同部活動について検討・実証事業開始	校長会
令和 8 年度	**A　協働型**	地域学校協働活動について検討開始	学校単位
	C　協働型	認定地域クラブ活動の受付開始（別表）	地域クラブ
令和 13 年度	**C　協働型**	全ての団体が地域クラブ活動を運営	地域クラブ

別表	県中体連　登録申請要項（地域クラブ用）　**登録要件** ①：県や自治体が認める部活動地域移行の受け皿となっている団体 ②：当該校に常設する部活動がない生徒が所属している団体（主に個人種目が対象） **①の具体例** ・県や自治体が実施（計画）している部活動地域移行の取組や連携の一つであること。 ア）自治体が実施する部活動地域移行のモデル事業・実証事業の対象となっている団体 イ）自治体の部活動地域移行に伴う計画等に位置付けられている団体 **②の具体例** ・在籍校に常設する水泳部がない生徒が所属しているスイミングクラブ等 詳細については、中体連の定める登録要件や専門部が定める参加要件を参照のこと。 （中体連に関する内容は自治体が定めているものではない。）

２　推進体制の整備

地域展開の推進に当たっては、教育委員会及び関係部署が相互に連携しながら、地域の実情に応じた取組を進めていきます。また、学校、地域クラブ活動実施主体、スポーツ・文化関係団体その他関係機関との継続的な協議及び情報共有を行いながら、地域展開を推進していきます。

石巻市立中学校部活動地域連携・地域移行懇談会からの助言をいただきながら、本市の地域展開に関する方向性の整理や課題解決を進めていきます。

３　指導者の確保及び育成

地域展開を持続的に推進するため、多様な地域人材の発掘及び活用を進めていきます。また、県の指導者人材バンク制度や関係団体との連携を通じて、地域クラブ活動に参画する指導者の確保に取り組んでいきます。

指導者に対しては、安全管理、生徒理解、不適切指導防止等を内容とした研修機会の確保を図り、資質向上を支援していきます。

４　活動環境の整備（学校施設の活用等）

市では、生徒が継続して活動に参加できる環境を整備するため、学校施設、社会教育施設及びスポーツ施設等の活用を進めていきます。

学校施設については、教育活動への影響に十分配慮しながら、地域クラブ活動における利用の在り方や優先利用について検討を進めていきます。また、地域の実情を踏まえながら、活動場所の確保に取り組んでいきます。

５　生徒及び保護者への支援（情報提供・経済的負担への配慮）

市では、地域クラブ活動に関する情報を分かりやすく提供し、生徒及び保護者が主体的に活動を選択できる環境づくりを進めていきます。また、地域展開の趣旨や制度内容への理解を深めるため、保護者説明会や情報提供の機会を設けるとともに、相談体制の充実を図っていきます。

地域クラブ活動への参加に伴う経済的負担については、国及び県の動向を踏まえながら、必要な支援策を検討していきます。

６　学校との連携

学校と地域クラブ活動実施主体が、生徒の健全な成長を支える共通の目的のもと、連携・協力できる体制づくりを進めていきます。

市では、校長会や学校説明会等の機会を活用しながら継続的な情報共有と意見交換を行っていきます。また、学校部活動から地域クラブ活動への円滑な接続を図るため、生徒の活動状況や配慮事項等について必要な範囲で情報共有を進めていきます。

地域展開の推進に当たっては、教職員の負担軽減に十分配慮するとともに、学校教育活動と地域クラブ活動との適切な役割分担を進めていきます。

第Ⅳ章　学校部活動の在り方

1　学校部活動の基本的な考え方

学校部活動は、学校教育活動の一環として、生徒の自主性及び主体性を尊重しながら、責任感や連帯感、豊かな人間性の育成等に資する重要な教育活動として取り組んでいきます。

本市においては、休日における地域展開を推進する一方で、平日の活動については当面の間、学校部活動を基本とし、その教育的意義を大切にしながら適切な運営を行っていきます。また、平日の部活動の在り方については、休日の地域展開の進捗状況や課題、本市の実施状況を踏まえるとともに、国及び宮城県の方針や制度改正の動向を注視しながら、必要に応じて検討を進めていきます。

2　適切な運営体制の整備

学校では、学校教育目標や生徒の実態等を踏まえ、学校部活動に係る活動方針を策定し、適切な運営を進めていきます。また、専門的な指導力を有する地域人材や部活動指導員等を活用しながら、持続可能な指導体制の構築を進めていきます。

教育委員会では、学校の実情を踏まえながら、部活動指導員制度その他の支援制度について必要な見直しや活用促進を図っていきます。

3　適切な指導及び安全・安心の確保

学校部活動においては、生徒の人格を尊重し、生徒の自主的かつ主体的な活動を促す指導を推進していきます。また、体罰、暴言、ハラスメントその他の不適切な指導を根絶し、生徒の心身の健康状態に十分配慮した活動を進めていきます。

学校では、事故防止及び安全管理の徹底を図るとともに、災害や事故等の緊急時に適切な対応ができる体制整備を進めていきます。

4　活動時間及び休養日

学校部活動の活動時間及び休養日については、宮城県が定めるガイドラインに基づき適切に運用していきます。また、活動時間及び休養日の設定に当たっては、生徒の心身の健康保持及び学習との両立を図る観点から、適切な活動量の確保に努めていきます。

・休養日: 週当たり 2 日以上設ける。（平日は少なくとも 1 日、週末は少なくとも 1 日以上）
・1 日の活動時間は、 平日は 2 時間程度、学校の休業日は 3 時間程度とする。
・週当たりの合計活動時間は 11 時間程度とする。（学校部活動と地域活動を合算）
・朝練習は「原則禁止」とする。

5　地域クラブ活動との連携

学校部活動と地域クラブ活動については、それぞれの活動目的及び役割を踏まえながら、生徒の継続的な活動機会を確保するため、必要な連携を図っていきます。特に、休日の地域展開を進める過程においては、学校、地域クラブ活動実施主体及び関係団体が相互に情報共有を行い、生徒が安心して活動を継続できる環境づくりを進めていきます。

第Ⅴ章　関連制度及び今後の検討事項

１　教職員の兼職兼業

教育委員会では、地域クラブ活動において指導を希望する教職員が適切に活動へ参画できるよう、国及び宮城県の考え方を踏まえながら、兼職兼業制度の運用を進めていきます。

兼職兼業の許可に当たっては、本務への影響がないことを前提とし、職務専念義務や服務監督との関係を整理しながら、適切な制度運用を図っていきます。

２　今後の検討事項

本市では、令和 10 年度中を目途とした休日の地域展開の実現に向けて取組を進めていきます。また、平日の部活動については、休日の地域展開の定着状況や課題、本市の実施状況を踏まえるとともに、国及び宮城県における制度設計や方針の動向を注視しながら、その在り方について継続的に検討していきます。

さらに、生徒数の推移や地域の実情を踏まえながら、広域連携、指導者確保、活動環境の整備、受益者負担の在り方その他持続可能な運営体制の構築に向けた検討を進めていきます。

３　ガイドラインの見直し

本ガイドラインは、国及び宮城県の制度改正や方針の見直し、本市における地域展開の進捗状況、地域クラブ活動の実施状況その他の社会情勢の変化等を踏まえながら、必要に応じて内容の見直しを行っていきます。また、学校、地域クラブ活動実施主体、保護者及び関係団体等からの意見を踏まえ、本市の実情に即した持続可能な制度となるよう継続的な改善に努めていきます。

さらに、生徒が将来にわたりスポーツ及び文化芸術活動に親しむことができる環境の充実を目指し、地域展開の取組状況や課題を検証しながら、本ガイドラインの充実を図っていきます。

石巻市部活動地域展開に関する Q&A

Q: 平日の部活動もなくなってしまうのですか？

A: いいえ。平日の活動については「当面の間、学校部活動を基本」として継続されます。平日の在り方については、休日の地域展開の状況や国の動向を見ながら、今後検討していく方針です。

Q: 活動場所はどこになりますか？

A: 学校施設、社会教育施設、スポーツ施設等の活用を進めます。学校施設については、教育活動に配慮しつつ、地域クラブ活動が優先的に利用できるよう検討が進められます。

Q: 誰が指導を行うのですか？

A: 地域住民、退職教職員、競技経験者などの地域人材のほか、宮城県の「指導者人材バンク制度」を活用して指導者を確保します。また、指導を希望する教職員も、兼職兼業の制度を利用して参加することが可能です。

Q: 安心して参加できるクラブをどう見分ければよいですか？

A: 市が定める一定の基準（運営体制、安全管理、指導体制など）を満たした団体を認定する「認定地域クラブ活動制度」を運用します。認定されたクラブの情報は市から積極的に発信されます。

Q: 活動中のケガなどの安全対策はどうなっていますか？

A: 地域クラブ活動に対し、緊急時対応体制の整備や、活動内容に応じた保険への加入について周知・支援を行います。なお、休日中の施設管理の方法については、学校や教育委員会、利用団体等の関係者が協議して定めます。また、休日の活動中に発生した施設の破損や事故は、原則、利用者が責任を持つため、指導者、参加する生徒ともに保険に加入することが必要です。

Q: 参加費用（月謝等）はどのくらいかかりますか？

A: 認定の要件として「可能な限り低廉な参加費等の設定」を求めています。また、経済的負担への支援策についても、国や県の動向を踏まえながら検討していく予定です。

Q: 既存の地域クラブが認定を受けるメリットはありますか。

A: はい。地域クラブ活動の活動場所が、学校の施設（校庭や体育館等）を優先的に利用できるように学校との連携を進めていきます。また、本市の公共施設の利用に関しても、減免制度の適用の可否について検討を進めていきます。

（参考資料）

●スポーツ庁「部活動改革に関する新たなガイドライン」
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00025.htm

●スポーツ庁「全国各地で取り組まれている、部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に向けた取組」
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/jsa_00016.html

●文化庁「文化部活動改革～部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備～」
https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/93972201.html

●公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について
https://www.mext.go.jp/content/20230130-mxt-syoto01-000025338_5.pdf

●宮城県教育委員会スポーツ振興課「学校部活動と地域のクラブ活動等のガイドライン」
https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sports/localclub_sports_guidelines.html

担当

教育委員会生涯学習課
教育委員会学校教育課
市民生活部スポーツ振興課